添付２

**＜＜申請にあたっての注意事項＞＞**

**⑴　障害者施設の開設について**

・　事業所指定を受けるにあたっては、法人格の取得や人員・設備等の諸要件を満たす必要がありますので、開設を検討する場合は下記の窓口へ事前にご相談ください。

また、都市計画法（市街化調整区域による制限等）、建築基準法（用途変更等）、消防法（消防設備基準等）及びその他関係法令に関する基準に適合している必要があります。

【障害福祉サービスの事業所指定に関する相談窓口】

〒660-8501　尼崎市東七松町１丁目23番1号（本庁舎北館３階）

尼崎市　法人指導課

電話番号：06-6489-6522、ファックス：06-6482-3512

**⑵　補助金について**

・　添付１の「補助金交付までの流れ（フロー図）」のとおり手続きされない場合、当事業の補助対象とならない場合がありますのでご注意ください。

・　令和６年度の補助を受けるためには、**令和６年４月１日から令和７年3月31日までの間に事業の全てを完了**していただく必要があります。

・　建物の一部のみを障害者施設として利用する場合、その部分のみが補助対象となります。

・　補助金を利用したグループホーム又は短期入所事業所並びに生活介護事業所を、補助金交付日から起算して、5年未満に廃止する場合は、補助金の全額又は一部について返還を求める場合があります。

・　補助金を利用してバリアフリー改修等を行った障害者施設で、当該施設等の利用定員における重度障害者の割合が補助事業完了後の事業運営開始時点と比して著しく低下したとき又は重度障害者の受け入れがない場合（補助事業完了後５年間に限る。）は、補助金の全額又は一部について返還を求める場合があります。

**⑶　その他**

・　障害者施設の指定事業所の情報共有や連携強化等を目的として開催しているネットワーク会議への積極的な参加をお願いします。

以　上